

“まわりゃんせ”で鳥羽に泊まりゃんせ！キャンペーン 「鳥羽泊まりゃんせクーポン」取扱要領

1. 趣旨

今夏の鳥羽市への誘客を強化するために、近鉄商品“まわりゃんせ”を利用し、鳥羽市内対象宿泊施設に泊まれた先着13,000名様に、指定店舗でお買物・ご飲食が1,000円分楽しめる「鳥羽泊まりゃんせクーポン」をプレゼントする「“まわりゃんせ”で鳥羽に泊まりゃんせ！」キャンペーンを実施する。鳥羽市では本キャンペーン実施に合わせて「鳥羽泊まりゃんせクーポン」(以下、クーポン)を発行する。

2. 概要

(1) クーポン発行代表団体

鳥羽市役所

(2) 実施団体

鳥羽市役所、鳥羽商工会議所、鳥羽市観光協会、鳥羽市旅館事業協同組合

(3) 協力団体

近畿日本鉄道(株)

(4) クーポン名称

鳥羽泊まりゃんせクーポン

(5) クーポン額面

1,000円(税込)

(6) クーポン配布期間

平成23年7月1日(金)～7月15日(金)まで、9月1日(木)～9月30日(金)まで

(7) 配布場所

近鉄鳥羽駅特急券窓口

(8) 配布枚数

最大13,000枚

(9) 配布条件

近鉄商品“まわりゃんせ”をご利用のお客様のうち、2011年7月1日～7月15日または9月1日～9月30日の期間中に、鳥羽市内のキャンペーン対象宿泊施設(以下、宿泊施設)に宿泊された方一名につき一枚ずつ配布。先着13,000名に達し次第終了する。

(10) 配布方法とクーポンの有効化

お客様が、近鉄鳥羽駅特急券窓口で“まわりゃんせ”を提示。

鳥羽駅の駅員が、鳥羽駅の駅名印入りのクーポンをお客様に渡す。

お客様が、鳥羽市内の宿泊施設で“まわりゃんせ”とクーポンを提示。宿泊施設のスタッフが宿泊施設印をクーポンに押印する事で、クーポンは有効となる。

【鳥羽駅に立ち寄らずに宿泊施設に来られたお客様への対応】

鳥羽市内のキャンペーン対象宿泊施設にチェックインする時に、フロントスタッフがお客様に対して、“まわりゃんせ”の有無、クーポンの有無を確認。

“まわりゃんせ”を持っているが、クーポンを持っていない場合は、「キャンペーン宿泊証明書」をお客様に渡す。お客様に鳥羽駅2階の近鉄鳥羽駅特急券窓口立ち寄り、まわりゃんせを提示すればクーポンが受け取れる旨を説明する。その後、隣にある鳥羽市観光案内所で宿泊証明書を提示すると、押印され、クーポンが有効となる旨も申し添える。

鳥羽市観光案内所で、「キャンペーン宿泊証明書」と“まわりゃんせ”、クーポンの3点を確認。観光案内所スタッフがクーポンの「宿泊施設印」の欄に観光協会印を押印し、返却する。「キャンペーン宿泊証明書」は観光案内所で保管する。

(11) クーポン利用期間

平成年7月1日(金)～7月16日(土)まで、9月1日(木)～10月1日(土)まで

(12) クーポン利用対象施設(以下、クーポン対象施設)

鳥羽市内に店舗を有し、観光サービスに従事する事業者で、クーポン発行事業に賛同し、クーポンの利用者へ商品を販売、サービスの提供等を行なう事を希望する事業者で所定の参加申込書を提出し、クーポン対象施設として登録済であること。

クーポン対象施設は、対象施設である旨の所定の「クーポン対象施設ステッカー」を観光客

がわかりやすい場所に掲示すること。

実施団体・協力団体は、クーポン対象施設リストを観光客に、鳥羽駅でのクーポン配布時に渡すものとする。追加があったクーポン対象施設は、定期的に鳥羽市広告宣伝戦略委員会が運営する「恋する鳥羽」のホームページに掲載する。URL <http://www.koitoba.com/mt>

(13) クーポン対象施設登録料

無 料

(14) クーポン使用方法

クーポンは、クーポン対象店舗で現金と同様に使用できる（適用外を除く）。ただし、釣り銭は出ない。額面以上の商品・サービスの提供を受ける場合、差額は現金で支払うことができる。

(15) クーポン扱い上の注意事項

本クーポンは、宿泊料金に係わる商品・サービスの支払いには利用できない。

本クーポンは、現金及び他の券種（商品券・ビール券・酒券・図書券・切手・官製はがき・印紙・プリペイドカード等）の購入、税金、公共料金の支払いには利用できない。

一部利用できない商品やサービスは、クーポン対象施設で説明すること。

本クーポンは、“まわりゃんせ”利用者を対象とし、業者間取引に利用しない。

クーポン対象施設が、観光客から受け取った本クーポンで、他の取扱店での商品・サービスの提供を受けることを堅く禁じる。

本クーポンの盗難、紛失または滅失等に対しては、実施団体及びクーポン対象施設ではその責を負わないものとする。

クーポンに予め印刷された鳥羽駅印と、キャンペーン対象宿泊施設印（**または観光協会印**）一連番号の記載がないものは無効とする。

クーポンの使用方法については、各クーポン対象施設で従業員に周知徹底すること。

(16) 換金日

平成23年7月19日（火）、7月28日（木）、10月4日（火）、10月18日（火）、10月27日（木）とする。最終換金期限を10月27日（木）とし、この期限を経過したものは支払を行わないものとする。

(17) 換金手続

クーポン対象施設は、観光客から受け取ったクーポン裏面に店名を記入の上（ゴム印可）換金日に鳥羽商工会議所に持参する。

商工会議所は、手数料を差し引いた金額の小切手をクーポン対象施設に発行する。

クーポン対象施設は、市内金融機関に小切手を持参し換金する。金融機関への小切手の持込は平成23年10月31日（月）までとする。

(18) 手数料

額面総額の2%とし、事務費等に充当する。

(19) クーポンが利用できない商品・サービス等について

宿泊料金に係わる商品・サービス

換金性・投機性の高いもの、6ヶ月以内に消費されない可能性のあるもの

例) 商品券、ビール券、図書券、共通入浴券、文具券、ギフト券等の各種商品券、切手、印紙、プリペイドカード、有価証券・株式等の個人による出資等

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する風俗関連特殊性営業に係わるもの及び同条第1項7号に規定する射幸心をそそる恐れのある遊戯。

例) 麻雀、風俗営業等

出資や債務の支払い、事業所間の支払い 例) 出資・仕入れ等の事業資金

国や地方公共団体等への支払い例) 税、公共料金、宝くじ等

(20) クーポン対象施設参加申込み

別添の「鳥羽泊まりゃんせクーポン対象施設参加申込み用紙」に必要事項を記入し、ツールに掲載する店舗や料理の写真一枚(jpeg形式)を添えて、下記の提出場所までFAXまたはe-mailにてお申し込みください。

提出期限 平成23年6月14日（火）15時必着

提出先 鳥羽商工会議所 FAX:26-4988 又はe-mail data@toba.or.jp

(21) 参加上限

参加施設数が多数の場合は、参加施設数を制限する場合がありますのでご了承ください。

(22) お問い合わせ先・説明会

お問い合わせ先

キャンペーンの内容について

鳥羽市観光課（担当 斎藤） Tel 0599-25-1157 Fax 0599-25-1159

クーポン利用対象施設の参加申込、換金

鳥羽商工会議所（担当 小崎・岩佐）Tel 0599-25-2751 Fax 0599-26-4988

説明会 平成 23 年 6 月 17 日（金）14 時～ 鳥羽商工会議所 3 F かもめホールにて開催

(23) 特記事項

クーポン対象施設として当キャンペーンに参加する店舗は、この夏は例年以上に、観光客向けのおもてなしや、おトクな商品・サービス提供に注力してください。クーポン対象施設と、鳥羽市役所、鳥羽商工会議所、鳥羽市観光協会、宿泊施設等が一体となって「鳥羽を元気に！」盛り上げられるかどうかは、キャンペーンの成功がかかっています。具体的には各店舗で、以下のような取組みを積極的に行なってください。

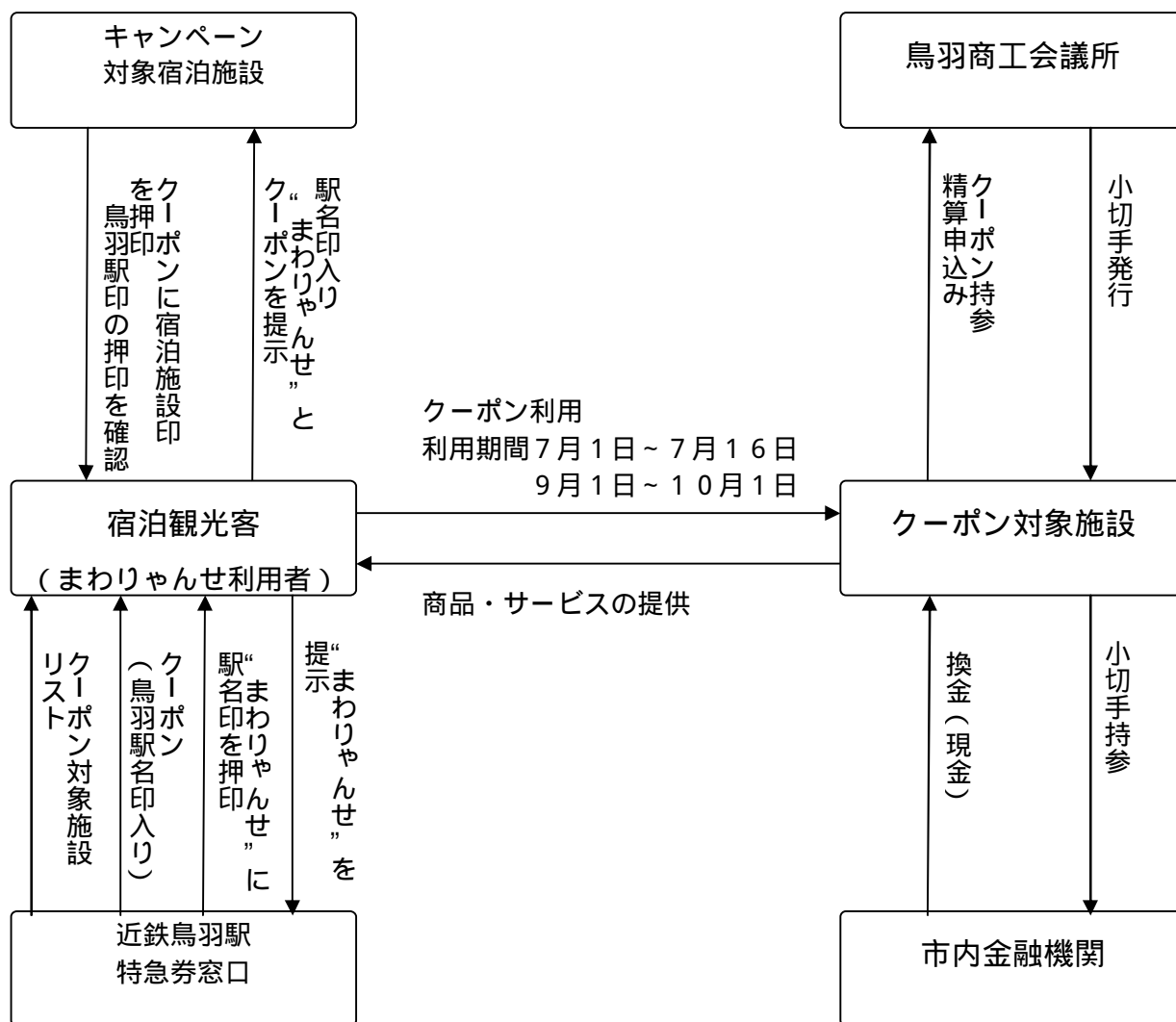
例) 通常 1,300 円の海鮮丼を、期間中は「まわりゃんせ丼」として 1,000 円で提供

“まわりゃんせ”で旅をするファミリー向けの、お得なセット商品販売など

宿泊料金に係わる特典（宿泊料金割引など）は避けて、日帰り利用の方も利用できる特典を設定してください。

“まわりゃんせ”で入場できる施設、“まわりゃんせ”の特典・サービスのあるお店は“まわりゃんせ”で提供するサービスとは異なる特典を設定してください。

(24) クーポンの受渡しと換金手順等



「鳥羽泊まりゃんせクーポン」をご利用の皆様へ

“まわりゃんせ”をご利用され、鳥羽市内のキャンペーン対象宿泊施設にご宿泊の方が利用できます。クーポンはリストに記載のクーポン対象施設でのみご利用いただけます。

クーポン対象施設は、施設に掲出されている「まわりゃんせ”で鳥羽に泊まりゃんせ！キャンペーンクーポン利用対象施設」ステッカーが目印です。

鳥羽駅印、宿泊施設印（**または観光協会印**）の二つのハンコが押してあるクーポンのみが有効です。

クーポンは“まわりゃんせ”一商品につき一枚とします。

クーポンは宿泊料金に係わる商品・サービスの支払い、現金及び他の券種（商品券・ビール券・酒券、図書券・切手・官製はがき・印紙・プリペイドカード等の購入、税金・公共料金の支払いには利用できません。

一部利用できない商品・サービスについては、クーポン対象施設でご確認ください。

クーポンの換金や払い戻しはできません。また釣銭のご用意はできません。

クーポンで1,000円を超える商品購入・飲食に際しての差額は指定店舗で不足分をお支払いください。

クーポンの再発行はできません。破損・汚れ等が激しい場合、ご利用できない場合があります。

有効期限を過ぎたクーポン券はご利用になれません。ご利用期間：平成23年7月1日（金）～7月16日（土）、平成23年9月1日（木）～10月1日（土）

「鳥羽泊まりゃんせクーポン対象施設」の営業時間・定休日等が変更になる場合があります。事前にご確認の上、ご利用いただきますようお願い致します。

お問い合わせ先

キャンペーンの内容について : 鳥羽市観光課 Tel 0599-25-1157

クーポン利用対象施設の参加申込、換金 : 鳥羽商工会議所 Tel 0599-25-2751

「鳥羽泊まりゃんせクーポン」対象施設の皆様へ

クーポンの取扱期間を厳守して下さい。

クーポンを受け取った場合は、鳥羽駅印、宿泊施設印（**または観光協会印**）の二つのハンコが押してある事を確認して下さい。二つの印が無いものは無効になります。

クーポンの換金は鳥羽商工会議所にお持ち下さい。

支払受付日は平成23年7月19日（火）、7月28日（木）、10月4日（火）、10月18日（火）、10月27日（木）とする。最終換金期限を10月27日（木）とし、この期限を経過したものは支払を行わないものとする。この期限を経過したものは支払ができませんのでご注意ください。

手数料として、額面金額の2%（額面1,000円につき20円）を差し引いた小切手を発行いたしますので、市内金融機関で換金して下さい。

クーポン対象施設であることを証明するステッカーを施設外からでも見やすい場所に掲示して下さい。ステッカーは鳥羽市役所または鳥羽商工会議所でお受け取り下さい。1店舗につき2枚までとします。通常の注意をもってすれば、偽造されたとわかる券、不正に使用されていることが明らかな券については、受け取りを拒否して下さい。

釣銭は出さないで下さい。クーポン金額（税込み1,000円）の額面を超える場合は、不足分を現金で受け取って下さい。

不明な点については、鳥羽商工会議所0599-25-2751までご連絡下さい。

鳥羽泊まりゃんせクーポン対象施設参加申込み用紙

店舗名	
代表者氏名	
お店の分類 必ずどれか一つに を付けてください。	おみやげ販売 飲食 レジャー その他
お店の一言コピー（20文字以内） 原稿はツール制作時に、修正する可能性があります。ご了承ください。	
お店の紹介文（40文字以内） 原稿はツール制作時に、修正する可能性があります。ご了承ください。	
電話番号 市外局番から書いてください。	
住所 「鳥羽市」から書いてください。	
ホームページアドレス 例) http://www.tobatoba.com/ 丁寧に書いてください。	
定休日 例) 火曜日（夏休み期間中は営業）	
営業時間 例) 10:00～21:00（L.O.20:30）	
最寄駅・アクセス 例) 近鉄鳥羽駅下車徒歩5分 近鉄・JR 鳥羽駅 送迎バス 20分	
写真の有無・形式 例) データ名 omise-gaikan.jpg e-mail data@toba.or.jp に送信して下さい。 写真はスペースの都合上、掲載されない場合がありますのでご了承ください。	

全てが掲載されない場合がありますのでご了承ください

FAX、TELをお間違えないようお願いいたします。

（お手数ですが受信確認のため、送信した旨をTEL 25 - 2751にご連絡下さい。）

申込日によって、HPページ等での掲載が遅れることがありますので、ご了承ください。